

建設工事における工事書類簡素化実施要領

うるま市
平成29年5月1日

第1 目的

土木工事共通仕様書（沖縄県土木建築部制定）、公共建築工事標準仕様書（国土交通省営繕部監修）等の設計図書に基づき、受注者に対し提出を求めていた工事書類について、提出対象書類の見直しを行うとともに、「低価格工事」での更なる工事書類削減に努め、工事における発注者の監督、検査及び受注者の業務効率化を図ることを目的とする。

第2 対象工事

この要領はうるま市が発注する建設工事を対象とする。ただし、随意契約による維持・修繕等工事は対象外とする。

第3 実施内容

1. 提出対象書類の見直し

工事書類について、従来どおり工事成果として提出、検査時に提示のみ、作成不要に区分し、見直しを行う。なお、詳細については別表「工事書類簡素化一覧表」に基づき提出を省略することができる。ただし、工事内容に鑑み監督員が特に提出を求めた場合は、この限りではない。

2. 低価格工事

この要領において「低価格工事」とは、うるま市が発注する当初請負代金額が500万円未満の工事をいう。ただし、補助事業は含まない。

「低価格工事」となる場合は、あらかじめ特記仕様書等へ記載し入札参加者へ周知する。

第4 簡素化の概要

工事書類の簡素化は別表「工事書類簡素化一覧表」のほか、別紙の補足事項により実施し、効率化を図るものとする。

第5 相互協力

監督員（現場技術員を含む）と受注者は相互協力し工事書類の簡素化に努めるものとする。

第6 品質の確保

監督員（現場技術員を含む）と受注者は工事書類の簡素化により、工事目的物の品質低下が生じることがないよう、建設工事を適正に施工し監督しなければならない。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

別紙（第4関係）

補足事項

【共通】

- 1 「契約関係書類の写し」は作成不要とする。（提出済書類の再提出を求めるない）
- 2 「資材承認願」は主要資材のみの提出とし簡素化に努める。

【土木工事】

- 1 「工事写真」は極端に撮影頻度を多くして不経済になることを避ける。

【営繕工事】

- 1 「資材承認願」の規格証明書は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.1.2（19）の発行した資料には、カタログ等も同様に取り扱うことができるとしている。

- 2 「工程管理」の休日・夜間作業届は、公共工事標準仕様書（営繕工事）記載の施工条件の監督員の承諾（書面申し出・書面了承）に、連絡（口頭・FAX・電子メール等押印が不要な手段）を追加し読み替える。

※参考：土木工事共通仕様書は連絡となっている。

- 3 「材料品質管理」の材料確認調書及び材料集計表は、工種ごとの分類を不要とする。

- 4 「材料品質管理」の鉄筋は、ミルシートで管理し一部工事でみられた鋼番（タグ）の提出は不要とする。

- 5 「材料品質管理」の材料検査は公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.4.4（C）に、「なお、JIS又はJAS表示のある材料を現場搬入時、その表示を撮影した写真は規格証明書と同様に取り扱うことができる。」を追加する。

- 6 「工事写真」は撮影の目的や規模に応じ、撮影対象や撮影頻度を工事監理者や監督員と協議し決定する。